

議案第 2 2 号

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 4 年 2 月 1 5 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例

川崎市消防手数料条例（平成 1 2 年川崎市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち規則で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）

危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満のもの

1 件につき	820,000 円
--------	-----------

」

を

「

特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち規則で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。））、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち規則で定めるもの

に係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）

危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満のもの	1 件につき	820,000 円
---	--------	-----------

に、

「

浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所

危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満のもの	1 件につき	1,120,000 円
---	--------	-------------

を

「

浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所

危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満のもの	1 件につき	1,120,000 円
---	--------	-------------

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）

以後の申請に係る手数料から適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、浮き蓋付きの特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る手数料を新設するため、この条例を制定するものである。